

「再資源化施設の基本単価一覧表への掲載審査要領」に関する改正概要

I. 再資源化施設の基本単価一覧表への掲載審査要領

1. 適用範囲の変更（第章 第1条 第1項）

基本単価一覧表に処理価格を掲載している再資源化施設のうち、再生クラッシャーラン、再生粒調砕石の出荷可能業者として登録する事業者は、「県産品資材（土木・建築資材）の優先使用に関する要領」により掲載申請を行っていたが、「県産品資材（土木・建築資材）の優先使用に関する要領」の廃止に伴い、当要領にて掲載可否の判断を行う。

変更前

第1条 適用

1. この再資源化施設の基本単価一覧表への掲載審査要領(以下審査要領)は、長崎県が発注する建設工事により発生した産業廃棄物が適正に処理できる処理業者であるかを審査し、基本単価一覧表へ処理業者名と処理価格を掲載するためのものである。なお、**コンクリート・アスファルト塊を受け入れ、県発注工事に再生クラッシャーラン・再生粒調砕石として資材の出荷を希望する事業者は「県産品資材(土木・建築資材)の優先使用に関する要領」により基本単価一覧表の出荷可能業者一覧表への掲載申請を行うものとする。**

変更後

第1条 適用

1. この再資源化施設の基本単価一覧表への掲載審査要領(以下審査要領)は、長崎県が発注する建設工事により発生した産業廃棄物が適正に処理できる処理業者であるかを審査し、基本単価一覧表へ処理業者名と処理価格を掲載するためのものである。